

運営指導時の指摘事項について



神戸市福祉局監査指導部（指導担当）

項目一覧

1 運営に関するもの

- ① 研修（実施回数等）
- ② 業務継続計画（研修の実施）
- ③ 各種指針（盛り込むべき項目）
- ④ 委員会（開催結果の周知徹底）

2 処遇に関するもの

- ⑤ 施設サービス計画（長期目標期間の設定）

3 加算に関するもの

- ⑥ 看護体制加算Ⅰ（常勤看護師の配置）
- ⑦ 看護体制加算Ⅱ（看護職員の機能訓練指導員との兼務）
- ⑧ 協力医療機関連携加算（情報共有会議の定期開催）
- ⑨ 看取り介護加算・看取り連携体制加算・ターミナルケア加算（医師の判断）

サービス種別ごとの視聴項目

短期入所生活介護・・・①②③④⑤⑥⑦⑨

短期入所療養介護・・・①②③④⑤

特定施設入居者生活介護

・・・①②③④⑤⑧⑨

地域密着型特定施設入居者生活介護

・・・①②③④⑤⑧⑨

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

・・・①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

・・・①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

介護老人保健施設・・・①②③④⑤⑧⑨

介護医療院・・・①②③④⑤⑧

1 運営に関するもの ①研修（実施回数等）

指摘内容

研修について、運営基準に定められた回数の実施が確認できないケースがあった。

また、基準に定められている新規採用者に対する研修の実施が確認できないケースがあった。

1 運営に関するもの ①研修（実施回数等）

改善内容

研修については、運営基準等に規定されたとおりの内容、回数等の実施が必要です。また、実施したことの確認ができるよう、研修日時、実施時間、研修資料、受講報告書等の実施記録の保存が必要です。

もれなく実施できるように、年ごとに研修計画を作成し、それに沿って実施してください。

なお、運営基準で実施が規定されている研修のうち、主なものの必要実施回数等は次のとおりです。

1 運営に関するもの ①研修（実施回数等）

○研修内容

- ①身体的拘束等の適正化のための研修
- ②業務継続計画に関する研修
- ③感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修
- ④事故発生の防止のための従業者に対する研修
- ⑤虐待の防止のための従業者に対する研修

1 運営に関するもの ①研修（実施回数等）

○回数等

- ・年2回以上実施
- ・新規採用時にも実施

ただし、一部サービス種別については、次のとおり必要実施回数等が異なります。

◇短期入所生活介護、短期入所療養介護

- ・②、③、⑤については、必要実施回数は、年1回以上。
- ・④については、実施の定めなし。
- ・②、③については、新規採用時の研修は、「実施が望ましい」とされている。

◇特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）

- ・④については、神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針により、研修を定期的に実施し、新規採用時の研修も実施することとしている。ただし、軽費老人ホーム、養護老人ホームは、定期的の回数について、それぞれの設置及び運営に関する基準において年2回以上と規定されている。

1 運営に関するもの ①研修（実施回数等）

【補足】

- ・上では主な研修について記載しましたが、その他にも、サービス種別、運営形態、加算の算定状況により施設ごとに実施が必要な研修がありますので、それらについても適切に実施してください。
- ・業務継続計画、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止については、訓練の実施も規定されています。
- ・②のうち感染症に係る研修と③の研修は、一体的に実施しても差し支えありません。ただし、一体的に実施する場合は、両方の内容が含まれていることが明確にわかるようにしてください。

1 運営に関するもの ②業務継続計画（研修の実施）

指摘内容

業務継続計画について、定期的な研修が実施されていない事例があった。

1 運営に関するもの ②業務継続計画（研修の実施）

改善内容

業務継続計画に関する研修については、1年の内に日時の異なる2回以上の実施が必要です。

ところで、研修内容は、「感染症及び災害について」と規定されていますので、1年の内に、感染症、災害の両方の内容について研修を行っていただく必要があります。この要件を満たすために、たとえば1回目において感染症について実施し、2回目において災害について実施し、合計で2回といった形でも差支えありません。

1 運営に関するもの ②業務継続計画（研修の実施）

なお、短期入所生活介護、短期入所療養介護については、1年の内に1回以上の実施と規定されています。よって、短期入所生活介護、短期入所療養介護については、たとえば年1回の実施とする場合には、その1回において感染症、災害の両方の内容について実施する必要があります。もちろん、研修を2回以上実施し、感染症と災害を別の回としても差し支えありません。

上記においては、研修についてのみ記載しましたが、訓練についても、研修と同様に行っていただく必要があります。

1 運営に関するもの ②業務継続計画（研修の実施）

【留意いただきたい点】

- ・ 新規採用者に対しては、速やかに研修を実施する必要があります。
- ・ 実施内容の記録が必要です。
- ・ 全ての職員の参加が必要です。全員参加したことがわかるように記録してください。

1 運営に関するもの ③各種指針（盛り込むべき項目）

指摘内容

各種指針において、盛り込むべき内容が不十分な事例があった。

【各種指針】

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
- 虐待の防止のための指針
- 身体的拘束等の適正化のための指針
- 事故発生の防止のための指針

1 運営に関するもの ③各種指針（盛り込むべき項目）

改善内容

例えば、虐待の防止のための指針においては、次の項目を盛り込むこととされています。すべての項目を盛り込むようにしてください。

- イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

1 運営に関するもの ③各種指針（盛り込むべき項目）

- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

特に、チの入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項が盛り込まれていない事例が多いので、ご留意ください。

その他の指針についても、盛り込むこととされている項目すべてを盛り込むようにしてください。

なお、短期入所生活介護、短期入所療養介護においては、基準では、事故発生の防止のための指針の作成は求められていません。

1 運営に関するもの ④委員会（開催結果の周知徹底）

指摘内容

各種委員会については、開催ののち、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図らねばならないが、周知徹底していない、もしくは周知徹底したことの記録が不十分な事例があった。

【各種委員会】

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
- ②虐待の防止のための対策を検討するための委員会
- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会

1 運営に関するもの ④委員会（開催結果の周知徹底）

改善内容

介護職員その他の従業者全員に委員会の結果を周知徹底し、周知徹底したことがわかるよう、記録してください。

記録の方法としては、たとえば次のような方法によってください。

- ・委員会会議録を回覧し、会議録を確認した介護職員その他の従業者全員が回覧用紙に記名または押印する。その回覧用紙も、会議録と合わせて記録として残す。
- ・アプリで管理する場合には、介護職員その他の従業者全員が結果の確認を終えた日時を記録として残す。

1 運営に関するもの ④委員会（開催結果の周知徹底）

【備考】

- ・短期入所生活介護の①、②の委員会に関しては、周知徹底先について、「介護職員その他の従業者全員」を「短期入所生活介護従業者」と読み替えてください。
- ・短期入所療養介護の①、②の委員会に関しては、周知徹底先について、「介護職員その他の従業者全員」を「短期入所療養介護従業者」と読み替えてください。
- ・特定施設入居者生活介護の①、②の委員会に関しては、周知徹底先について、「介護職員その他の従業者全員」を「従業者」と読み替えてください。
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護の①、②の委員会に関しては、周知徹底先について、「介護職員その他の従業者全員」を「地域密着型特定施設従業者」と読み替えてください。

2 処遇に関するもの ⑤施設サービス計画（長期目標期間の設定）

指摘内容

施設サービス計画に記載した長期目標の終期に至る前（＝目標達成前）に、次の長期目標の期間及び目標を設定する取り扱いが、計画作成のたびに繰り返されているという事例があった。

2 処遇に関するもの ⑤施設サービス計画（長期目標期間の設定）

◆事例

計画作成日	長期目標の期間	短期目標の期間
R6.5.28	R6.6.1～R7.5.31	R6.6.1～R6.11.30
R6.11.22	R6.12.1～R7.11.30	R6.12.1～R7.5.31

R6.5.28 に作成した計画における長期目標期間の終期に至る前（＝目標達成前）に、新たな長期目標期間及びその期間における目標が設定されている。

2 処遇に関するもの ⑤施設サービス計画（長期目標期間の設定）

改善内容

長期目標期間の終期に至るまで（＝目標達成まで）は、次期計画の作成において、長期目標の期間は現行の期間のままとしてください。

上の事例であれば、次のように設定してください。

2 処遇に関するもの ⑤施設サービス計画（長期目標期間の設定）

計画作成日	長期目標の期間	短期目標の期間
R6.5.28	R6.6.1～R7.5.31	R6.6.1～R6.11.30
R6.11.22	R6.6.1～R7.5.31	R6.12.1～R7.5.31
R7.5.27	R7.6.1～R8.5.31	R7.6.1～R7.11.30

R7.5.27 においては、(おおよそ) R6.6.1～R7.5.31 の長期目標期間の終期となっており(=目標が達成されており)、したがって、新たな長期目標の期間を設定している。

R6.11.22 においては、R6.6.1～R7.5.31 の長期目標期間の終期に至っていない(=目標が達成されていない)ので、作成時点における現行の長期目標の期間(R6.6.1～R7.5.31)を設定している。

2 処遇に関するもの ⑤施設サービス計画（長期目標期間の設定）

【補足】

※長期目標期間中に目標を設定し直す必要が生じた場合には、上の例に従わず、長期目標期間の終期に至っていないなくとも（＝目標達成前であっても）、新たな期間及び目標を設定してください。

※ここでの事例は、長期期間を12か月、短期期間を6か月としていますが、月数については、施設の方針により設定していただいても結構です。実務上、短期目標は1～3ヶ月、長期目標は6ヶ月～1年程度で設定することが一般的です。

3 加算に関するもの ⑥看護体制加算Ⅰ（常勤看護師の配置）

指摘内容

看護体制加算（Ⅰ）を算定しているが、算定に必要な看護職員の配置数を満たしていない月があった。

3 加算に関するもの ⑥看護体制加算Ⅰ（常勤看護師の配置）

改善内容

看護体制加算（Ⅰ）の算定に当たっては、常勤の看護師を1名以上配置していることが必要です。

配置が求められるのは、「常勤」の「看護師」であることについてもご留意ください。

ただし、短期入所生活介護においては、看護師の配置要件は、次のとおりとなります。

1.（特養の併設事業所）

本体施設における看護職員の配置とは別に、常勤の看護師1名以上配置。

2.（特養の空床利用）

本体施設に常勤の看護師を1名以上配置

3 加算に関するもの ⑦看護体制加算Ⅰ（看護職員の機能訓練指導員との兼務）

指摘内容

看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合において、加算の算定要件となる常勤の看護師が機能訓練指導員を兼務している事例があった。

改善内容

看護体制加算（Ⅰ）の算定には、指定介護老人福祉施設として常勤の看護師を1名以上配置していることが必要であり、その看護師が、看護職員としての業務以外の業務に従事することは望ましくないとされていますので、ご留意ください。

3 加算に関するもの ⑧協力医療機関連携加算（情報共有会議の定期開催）

指摘内容

協力医療機関連携加算を算定しているが、利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っていることが確認できない事例があった。

また、会議を実施していても、その記録が会議録の体裁となっていない事例もあった。

3 加算に関するもの ⑧協力医療機関連携加算（情報共有会議の定期開催）

改善内容

協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に行う（概ね月に1回以上）することを評価するものです。

3 加算に関するもの ⑧協力医療機関連携加算（情報共有会議の定期開催）

そのため、加算の算定には、会議の開催が要件となります。会議開催の記録については、次の点、ご注意ください。

- ・ 会議の開催状況がわかるよう、その概要の記録も作成し、保存すること。
- ・ 概要の記録には、開催日時、場所、出席者名、検討した概要等を記載すること。

なお、電子的システムにより当該医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差支えないとされています。

3 加算に関するもの ⑧協力医療機関連携加算（情報共有会議の定期開催）

【備考】

地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護においては、会議の開催頻度について、「概ね月に1回以上」を「概ね3月に1回以上」と読み替えてください。

また、電子的システムにより当該医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合に求められる開催頻度については、「定期的に年3回以上」を「概ね6月に1回以上」と読み替えてください。

3 加算に関するもの

- ⑨・看取り介護加算（指定介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護）
 - ・看取り連携体制加算（短期入所生活介護）
 - ・ターミナルケア加算（介護老人保健施設）
- それぞれに関し、医師の判断について

指摘内容

看取り介護加算・看取り連携体制加算・ターミナルケア加算を算定しているが、医師が回復の見込みがないと診断したことが確認できない事例があった。

3 加算に関するもの

- ⑨・看取り介護加算（指定介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護）
 - ・看取り連携体制加算（短期入所生活介護）
 - ・ターミナルケア加算（介護老人保健施設）
- それぞれに関し、医師の判断について

改善内容

看取り介護加算・看取り連携体制加算・ターミナルケア加算の算定は、その対象者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である場合に認められるものなので、診断結果の記録が必要となります。その点、ご注意ください。

BE KOBE

ご清聴ありがとうございました

